



計画の目的と基本的な考え方

(背景)

- 自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代に身近な乗り物として、様々な場面で利用されています。
- 自転車は便利だけでなく、環境への負荷が少なく、健康増進につながり、災害時にも活用が可能な交通手段であり、歩行者や自動車、バスなどと共存するとともに、自転車をまちづくりに活かすことが求められています。

(糸島市の現状)

- 本市においては、九州大学の移転等による移住者や観光客の増加等に伴い、自転車の利用者及び歩行者が増加しています。
- 一方で、自転車の歩道通行や逆走による自転車関連事故が絶えず発生しています。
- 自動車優先の道路施策から**人中心の交通体系を整える道路施策へ転換**を図る必要性が求められています。

(計画の目的)

- 自転車活用推進法に基づき、福岡県自転車活用推進計画を勘案し、**誰もが安全に通行できる環境を整えることを目的として**、本計画を策定します。

(基本方針)

- 本計画では、様々な交通手段が共存し、『安全・快適に自転車で楽しむまち』の実現を目指し、**体系的かつ計画的に自転車を利用しやすい環境づくりを推進**します。

糸島市長期総合計画
“みんなの命と暮らしをまもるまちづくり”

国の法律・計画

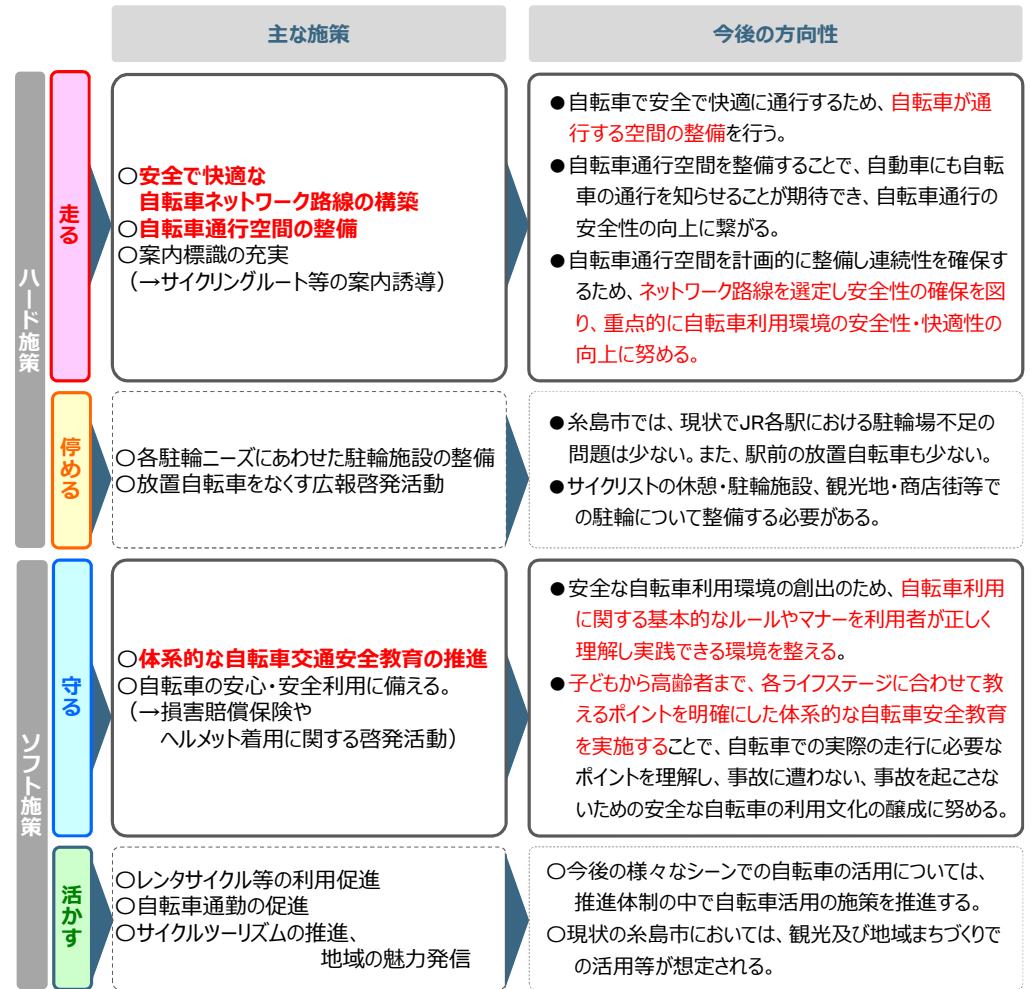
- 自転車活用推進法（2017年5月）
 - ・自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応。
- 自転車活用推進計画（2018年6月）
 - ・自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
 - ・サイクルスポットの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
 - ・サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
 - ・自転車事故のない安全で安心な社会の実現

福岡県の主な関連計画

- 第10次福岡県交通安全計画（2016年6月）
 - ・県、市町村等が取り組むべき施策を規定。
 - ・自転車に関しては、歩行者及び自転車の安全確保、自転車利用環境の総合的整備、自転車の安全利用の推進などを規定
- 福岡県自転車活用推進計画（2019年3月）
 - ・自転車を快適に利用できるまちづくり
 - ・自転車を活用したスポーツ活動と健康づくり
 - ・自転車を活用した観光振興と地域の活性化
 - ・自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくり

糸島市自転車利用基本計画
計画期間：2020年度～2029年度

現状や課題を踏まえた主な施策と方向性



策定のポイント

- 『安全・快適に自転車で楽しむまち』の実現のため、ハード・ソフト両面から施策に取り組むとともに、関係機関の連携、役割分担及び推進体制を確立します。
- 本計画においては、ハード施策として「**自転車通行空間の整備**」、ソフト施策として「**体系的な自転車交通安全教育の推進**」を重点的に取り組みます。



推進体制

- 本計画の推進にあたっては、道路管理者・交通管理者・関係行政機関・市民等が連携し、各取組みを一体的、継続的に推進することが重要です。そのため、各種施策の進捗管理等を行うための協議を関係機関と行いながら計画を推進します。
- 各施策を実施するにあたっては実施計画を策定し、糸島市自転車活用推進協議会（仮称）を設け、関係機関の連携を図り、効率的・効果的に施策を進めます。
- 本計画（Plan）の取組みを実施（Do）するとともに、定期的な取組み実施の評価（Check）を行い、必要に応じて計画の見直し（Action）を実施します。
- 本計画実施から概ね5年後には、成果の総括的な検証を実施し、必要に応じて取組みの見直しを行う等、それ以降の取り組み方針の再検討を行います。



基本理念と施策の概要

基本方針

安全・快適に自転車で楽しむまち

- 本市の自転車を取り巻く状況や課題、国や県の自転車活用推進計画等を踏まえ、基本方針である『安全・快適に自転車で楽しむまち』の実現のため、長期的視点で実施すべき施策として、「走る」、「停める」、「守る」、「活かす」の4つの視点から、具体的な取組みを展開します。

走る

安全に通行できる自転車通行環境の形成

自転車の通行空間の連続性を確保したネットワークを形成することで、自転車による回遊性や快適性を高めます。

また、歩行者の安全を第一とし、自転車利用の安全にも配慮した自転車通行空間を確保します。

1. 自転車通行空間の計画的な整備
2. 自転車通行空間の確保に向けた違法駐車取締り
3. 整備した自転車ネットワーク路線の周知

止める

自転車の利用を促進するための駐輪環境の確保

放置自転車は通行上において支障となるばかりでなくまちの景観を損ねるため、駐輪場の利用促進を促す広報・啓発活動を実施します。また、人が自転車で移動しやすくなるように、これまでの駅前の駐輪環境に限らず、人が集まる場所での利用実態に応じた駐輪環境のあり方を検討し、サイクルラックや小規模駐輪場の設置など、駐輪ニーズに合わせた駐輪施設の設置の取組みを推進します。

4. 駐輪場の利用促進
5. 駐輪ニーズに合わせた駐輪施設の設置

守る

体系的な自転車交通安全教育・啓発の推進による自転車関連事故の撲滅

すべての人が交通ルールを順守しマナーの向上を図り、人優先の意識のもとで安全に通行するため、市民・事業者・行政などが協働して啓発活動に取り組みます。

また、体系的な各種自転車交通安全教育を充実させ、自転車事故を起こさない、起こさせない市民を増やすことで、「安全・快適な自転車で楽しむまち」を実現します。

6. 体系的な自転車交通安全教育・啓発の推進
7. 安全な自転車利用を進めるリーダーの養成
8. 自転車事故に対する危機管理意識の向上

活かす

「自転車を楽しむまちづくり」に向けた自転車の活用推進

自転車は電車やバスなどの公共交通機関と同様、重要な交通手段であり、環境にやさしく健康に良い乗り物です。通勤・通学、買い物などの日常生活や、観光、ビジネスでの利用など、幅広い年齢層の人が自転車の持つ利点を最大限に活用できるよう、積極的な自転車の利用を推進します。

また、自転車の利用促進と併せて、糸島の地域資源や自転車利用施策を広くPRし、生き生きと楽しめる自転車のまちづくりを推進します。

9. 自転車を活かした地域の魅力発掘
10. サイクルツーリズムの推進
11. JR筑肥線及びバス路線との連携
12. 自転車通勤の促進

走る：安全に通行できる自転車通行環境の形成（自転車ネットワーク計画）

- 本市では、福岡県の自転車活用推進計画等を受け、今後様々なシーンでの自転車の利活用や自転車利用者の増加が想定されます。現在、本市では、自転車通行空間の計画的な整備は行われておらず、今後の自転車の利活用への第一歩として、重点的に自転車通行空間を整備すべき自転車ネットワーク路線を選定し、安全で快適な自転車通行空間の確保に取り組みます。

＜基本的な考え方＞

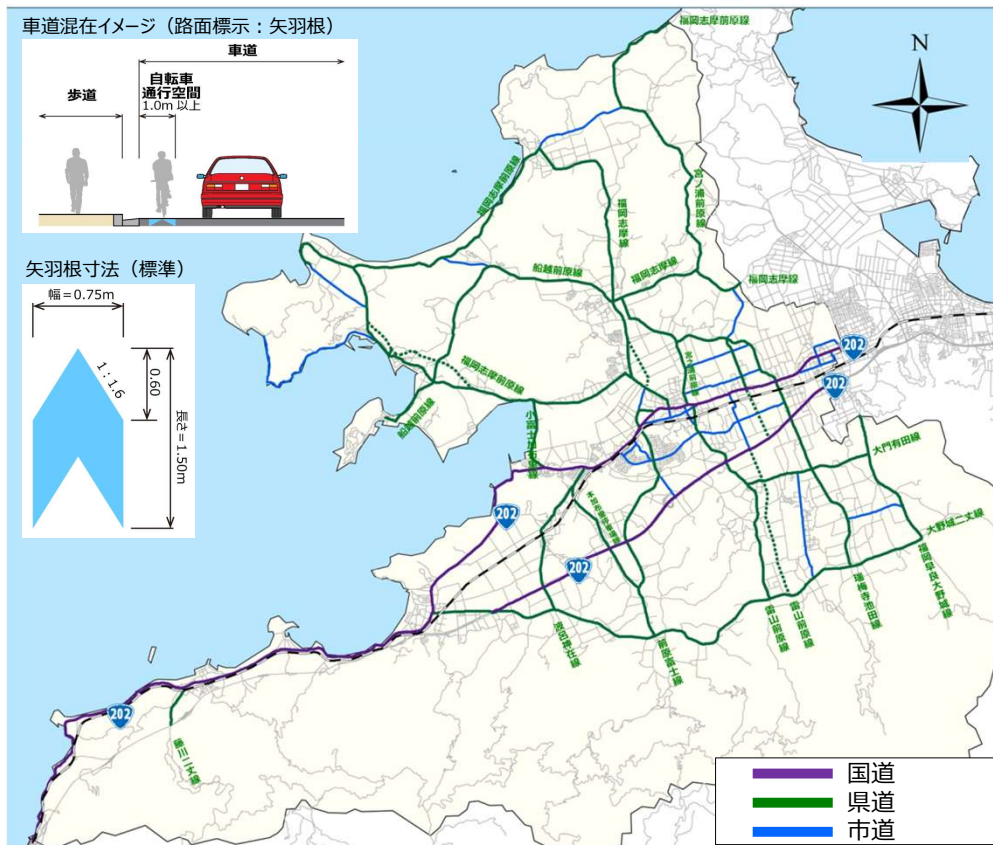
- 自転車は「車両」であり、車道左側通行が原則であることを基本と考え、「安全性」「連続性」「ルール周知」を重視した自転車通行空間の整備を進める。
- 自転車通行空間の整備形態は、路線ごとに交通状況（自動車の速度や交通量）や道路状況（車線数や歩道の有無）を考慮し、3つの整備形態（自転車道・自転車専用通行帯・車道混在）を完成形態として選定し、整備が困難な場合、暫定形態で車道混在で整備します。

自転車ネットワーク路線の選定項目

- ・自転車需要が多い路線
- ・自転車関連事故及び自動車交通量が多い路線
- ・自転車利用の拠点となる施設を結ぶ路線
- ・関連計画で位置付けられた路線
(県市指定のサイクリングロード、緊急輸送道路)
- ・自転車ネットワーク路線の連続性を確保する路線
- ・その他の路線（学校周辺の生活道路）

- 自転車ネットワーク路線（幹線） ※幹線を補完する路線（その他の路線）は含まない。

各選定項目で選定した結果、以下の路線を自転車ネットワーク路線（幹線）として選定しました。





守る：体系的な自転車交通安全教育・啓発の推進による自転車関連事故の撲滅（自転車交通安全の取組み）

- 自転車の安全な利用のためには、自転車通行環境の整備とともに、利用者のルールやマナーの向上が不可欠です。
- 糸島市における自転車事故の現状を踏まえ、自転車利用者が基本的なルール・マナーを熟知し、利用者自身が危険と安全の本質を理解し、自分や他者の安全のため、自転車の安全利用を実践することが重要です。
- 安全な自転車利用に求められるルール・マナーは年齢等に応じて異なる場合があるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた体系的な自転車交通安全教育の実施を推進します。
- ライフステージ別の自転車安全教室について、以下にまとめました。（※教えるポイントと各教室の取組み事例やねらいについては本編を参照）

■ライフステージ別の自転車安全教室

凡例： 現在実施している事業 今後関係機関等と連携しながら新規に実施していく事業 ※表中の「I-①」などの数字は具体的な取組み内容と対応（本篇参照）

ライフステージ		幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	高齢者
主な ライフイベント		●保育園・幼稚園 入園	●小学校 入学	●中学校 入学	●高校 入学	●大学 入学 ●運転免許取得 ●転入	●運転免許取得・更新 ●転入、就職、結婚 ●子育て	●運転免許更新・返納 ●孫育て
交通安全教室等	座学	リーフレット、啓発動画等を活用した自転車交通安全教育 I-②			リーフレット、啓発動画等を活用した自転車交通安全教育 I-②	自動車免許更新時におけるドライバーへの自転車安全講習 I-⑨		高齢者の交通安全教室（座学） I-⑩
		入学時の交通安全教育 I-③			入学時の交通安全教育 I-③		交通安全協会、地域交通安全活動推進員等における自転車安全利用指導者の養成 →県の講習会に参加し、自転車の安全利用等の広報啓発活動を行う人材の養成 I-⑧	
		子供の自転車交通安全教室 →自転車の正しい運転方法、座学と実技で学習 I-⑤	「見て分かる！」自転車安全教室 →身近な場所の危険を知り、自転車事故を抑止する学習。 I-④	「見て分かる！」自転車安全教室 →身近な場所の危険を知り、自転車事故を抑止する学習。 I-④				
	実技	自転車安全利用推進員養成（教員） →県の講習会に参加し、学校での自転車安全教室や自転車の安全利用等の広報啓発活動 I-⑦						
キックバイクを用いた子ども自転車教室 →デンマーク式の自転車に乗るために基本となる運転操作を、楽しみながら学ぶ I-①					中学生に対する交通安全教育（実技） →自転車を使って、交通マナーを学習。 I-⑥			
シミュレーター等を活用した講習→自転車ルールおよび運転技術について、シミュレーター体験をしながら学ぶ I-⑫								
散走等サイクリングイベントの企画、支援 II-⑦								
広報・啓発	自転車ルール等啓発冊子（子ども向け） （県生活安全課） II-①		自転車ルール等啓発冊子（小学生向け） II-①		自転車ルール等啓発冊子（一般向け・外国人向け） II-①			
	ババママ自転車安全利用の啓発 →冊子等による子供載せ自転車の安全な利用を啓発 II-②		朝夕立哨でのルール・マナーの声掛け II-③		「思いやり1.5m運動」 II-⑤			
			ヘルメット着用啓発 II-④	ヘルメット着用義務化 II-④	ヘルメット着用啓発 II-④	自転車通勤者への交通安全啓発 →従業員への自転車安全教育の推進 II-⑥		ヘルメット着用啓発 II-④
			通学用ヘルメット購入費補助金交付 II-④					
			学生に対する長期休暇前の市営無料駐輪場利用案内 II-⑦		学生に対する長期休暇前の市営無料駐輪場利用案内 II-⑦		駅利用者に対する市営無料駐輪場利用案内 II-⑦	
			交通安全団体表彰 II-⑦					
	イベントへのブース出展→交通安全全館の中での自転車安全利用の啓発 II-⑦							
			レンタサイクル利用者（観光客・外国人）へのヘルメット着用、ルール・マナーの周知徹底 II-⑦					
			観光マップ等への自転車交通ルールの掲載 II-⑦					